

子育て支援部

1 少子化への対応 5-1

(1) ひとり親家庭への支援

① 児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、下記のいずれかの状態にある児童を扶養しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。

ア 支給対象児童

- i 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
- ii 父又は母が死亡又は生死不明である児童
- iii 父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童
- iv 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- v 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- vi 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- vii 母が婚姻によらないで生まれた児童

※ 児童とは ○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
○ 20歳未満で一定以上の障がいの状態にある者

イ 支給期間及び支払期月

奇数月に、それぞれの前々月分と前月分を支払う。

ウ 所得制限限度額

受給者本人や扶養義務者（受給者と同居している父母など）等の前年の所得額が、下表の限度額以上である場合は、その年度（11月分から翌年10月分まで）の手当の支給が停止となる。

なお、受給者及び児童の受け取った養育費の8割が受給者の所得額に加算される。

| 扶養親族等の数 | 本 人 | | 扶養義務者、配偶者、 孤児等の養育者 |
|---------|----------|----------|-----------------------|
| | 全 部 支 給 | 一 部 支 給 | |
| 0 人 | 490 千円 | 1,920 千円 | 2,360 千円 |
| 1 人 | 870 千円 | 2,300 千円 | 2,740 千円 |
| 2 人 | 1,250 千円 | 2,680 千円 | 3,120 千円 |
| 3 人 | 1,630 千円 | 3,060 千円 | 3,500 千円 |
| 4 人 | 2,010 千円 | 3,440 千円 | 3,880 千円 |
| 5 人 | 2,390 千円 | 3,820 千円 | 4,260 千円 |

エ 手当額（令和6年4月分からの月額）

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定する。

| 区 分 | 全 部 支 給 | 一 部 支 給 (受給者の所得額によって異なる。) |
|------------------------|-----------|------------------------------|
| 児童1人のとき | 45,500円 | 10,740円～45,490円 |
| 児童2人のとき | 10,750円加算 | 5,380円～10,740円加算 |
| 児童3人目以降 (児童が1人増すごと) | 6,450円加算 | 3,230円～6,440円加算 |

オ 児童扶養手当受給者数

(各年度3月31日現在)

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 受給者数（全部・一部） | 2,105人 | 1,995人 | 1,964人 |
| 受給対象児童数 | 3,209人 | 3,063人 | 2,995人 |
| 受給資格者数 | 2,397人 | 2,292人 | 2,301人 |

※ 受給資格者数は全部支給停止者を含む人数

② ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の生活の安定と健康の向上を図るため、入院・通院・調剤に要する医療費の自己負担分の一部を助成する。

ア 対象者（所得制限あり）

- i 母子家庭の母と児童
- ii 父子家庭の父と児童
- iii 父母のいない児童

※ 父又は母が重度の障がいをもつ場合も含む。

イ 助成対象

保険診療の医療費のうち、保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金等）。ただし、受給者が1月に支払った一部負担金の合計額から500円を控除する。

ウ 所得制限

本人や扶養義務者の前年の所得が、下表の所得制限の限度額以上の場合、その年度（9月分から翌年8月分まで）の助成対象者にならない。

なお、受給者及び児童が受け取った養育費の8割が受給者の所得額に加算される。

○ 所得制限の限度額

(単位：千円)

| 扶 養 親 族 数 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本 人 | 1,920 | 2,300 | 2,680 | 3,060 | 3,440 | 3,820 |
| 扶養義務者、配偶者、 孤児等の養育者 | 2,360 | 2,740 | 3,120 | 3,500 | 3,880 | 4,260 |

エ 助成実績

(単位：件・千円)

| 区 分 | | 令和 3 年度 | | 令和 4 年度 | | 令和 5 年度 | |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 件 数 | 助成額 | 件 数 | 助成額 | 件 数 | 助成額 |
| 母 子 | 母 | 28,806 | 76,643 | 29,123 | 77,369 | 29,943 | 78,131 |
| | 児 童 | 20,297 | 25,948 | 19,186 | 20,249 | 22,193 | 22,770 |
| 父 子 | 父 | 1,163 | 3,868 | 1,159 | 3,548 | 1,127 | 3,869 |
| | 児 童 | 685 | 993 | 545 | 861 | 524 | 693 |
| 合 計 | | 50,951 | 107,452 | 50,013 | 102,027 | 53,787 | 105,464 |

※ 表中の数字の単位未満は、四捨五入することを原則としているので、内訳の計と総数が一致しない場合がある。

(2) 子育て家庭への経済的支援

① 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に支給する。

ア 支給要件 (令和 6 年 9 月 (令和 6 年 10 月支給分) まで)

中学校修了前の児童を養育していること。

(令和 6 年 10 月 (令和 6 年 12 月支給分) から)

高校生年代まで (※) の児童を養育していること。

※18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までをいう。

イ 手当月額

(令和 6 年 9 月 (令和 6 年 10 月支給分) まで)

3 歳未満 一律 15,000 円

3 歳以上小学校修了前 第 1 子・第 2 子 10,000 円、第 3 子以降 15,000 円

中学校修了前 一律 10,000 円

(令和 6 年 10 月 (令和 6 年 12 月支給分) から)

3 歳未満 第 1 子・第 2 子 15,000 円、第 3 子以降 30,000 円

3 歳以上高校生年代 第 1 子・第 2 子 10,000 円、第 3 子以降 30,000 円

ウ 支給期間及び支払期月

(令和 6 年 9 月 (令和 6 年 10 月支給分) まで)

毎年 6 月、10 月及び 2 月の 3 期にそれぞれの前月までの分を支払う。

(令和 6 年 10 月 (令和 6 年 12 月支給分) から)

毎年 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月及び 2 月の 6 期にそれぞれの前 2 か月分を支払う。

※ ただし、令和 6 年度は令和 6 年 10 月からの制度改正のため、6 月、10 月、12 月及び 2 月の 4 期の支給。

エ 所得の制限

(令和 6 年 9 月 (令和 6 年 10 月支給分) まで)

受給資格者の前年の所得が下表の所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合、特

例給付として児童1人につき月額5,000円を支給する。

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 所得上限限度額 |
|---------|----------|-----------|
| 0 人 | 6,220 千円 | 8,580 千円 |
| 1 人 | 6,600 千円 | 8,960 千円 |
| 2 人 | 6,980 千円 | 9,340 千円 |
| 3 人 | 7,360 千円 | 9,720 千円 |
| 4 人 | 7,740 千円 | 10,100 千円 |
| 5 人 | 8,120 千円 | 10,480 千円 |

※ 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円を加算した額となる。

(令和6年10月(令和6年12月支給分)から)

所得制限撤廃により、受給者全員に児童手当を支給する。

オ 支給対象児童数

(各年度2月末現在)

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 児童手当受給者数 | 14,701 人 | 14,590 人 | 14,276 人 |
| 児童手当対象児童数 | 25,700 人 | 25,527 人 | 24,945 人 |
| 特例給付受給者数 | 1,186 人 | 486 人 | 510 人 |
| 特例給付対象児童数 | 2,039 人 | 755 人 | 804 人 |

※特例給付の支給について、令和4年10月支給分から所得上限限度額が設けられた。

② 子どもの医療費の助成

子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、子どもの医療費の一部を助成する。

ア 助成対象者

中学生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子ども

イ 助成対象医療

保険診療による一部負担金(入院時食事療養費を除く。高額療養費等の保険給付がある場合は、その額を控除する。)

i 0歳以上就学前

全診療科目(入院、通院、調剤)

〔入院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額1,000円。通院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額上限500円を2回まで。調剤は負担なし。〕

ii 小学生・中学生

全診療科目(入院、通院、調剤)

〔入院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額1,000円。通院及び調剤は1医療機関・1調剤薬局ごと1月当たり保護者負担額上限500円を2回まで。〕

ウ 助成件数・助成額

(単位：件・千円)

| 区 分 | 令和 3 年度 | | 令和 4 年度 | | 令和 5 年度 | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 件 数 | 助成額 | 件 数 | 助成額 | 件 数 | 助成額 |
| 3 歳未満 | 117,632 | 222,121 | 112,518 | 200,686 | 124,054 | 235,275 |
| 3 歳以上就学前 | 129,713 | 175,645 | 129,785 | 178,328 | 152,366 | 213,284 |
| 小学生 | 139,900 | 253,204 | 153,164 | 279,325 | 184,710 | 340,027 |
| 中学生 | 4,025 | 12,493 | 55,721 | 118,956 | 70,195 | 155,091 |
| 合 計 | 391,270 | 663,463 | 451,188 | 777,295 | 531,325 | 943,678 |

※ 表中の数字の単位未満は、四捨五入することを原則としているので、内訳の計と総数が一致しない場合がある。

2 安心して子育てできる環境の充実 5-1

(1) 子育てと仕事の両立のための支援

① 保育所管理運営事業 [公立]

佐賀市立4保育所（認可外保育施設含む）において、児童福祉法に定められている施設及び運営の基準を維持し、入所児童が安全で健康的に保育されるよう保育環境の向上に努める。また、入所児童の健全な育成のため、延長保育や一時保育の実施など、多様化する保育ニーズに適応した保育サービスの充実を図る。

② 私立保育園運営事業 [私立]

私立認可保育園・管外公立保育所に対し、児童福祉法に規定する保育所での保育を実施した場合において、保育の実施に要する費用を支払う。

③ 認定こども園施設型給付事業 [私立]

認定こども園に対し、子ども・子育て支援法に規定する認定こども園での教育・保育を実施した場合において、教育・保育の実施に要する費用を支払う。

④ 地域型保育給付事業 [私立]

地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）に対し、子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業での保育を実施した場合において、保育の実施に要する費用を支払う。

⑤ 施設等利用費 [私立]

幼稚園等の預かり保育事業や認可外保育施設等の利用者のうち、保育の必要性の認定を受けた者に対し、利用料の無償化を実施する。

⑥ 延長保育促進事業 [公立・私立]

入所（園）児童のうち、保護者の就業等のため教育・保育施設における施設の開所時間及び短時間認定児童の利用時間前後の時間帯まで保育を必要とする家庭の児童に対し、延長保育を実施する。

⑦ 一時保育事業 [公立・私立]

パートタイム就労など保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施する。

○ 特別保育事業等の補助等の実績

（令和5年度実績）

| 事業名 施設種別 | 延長保育 | 休日保育 | 一時的保育 | 保育所地域活動 | | | | 障がい児保育事業 | 地域子育て支援センター事業 |
|-------------|------|------|-------|---------|-----------|------------------|-------------|----------|---------------|
| | | | | 世代間交流事業 | 異年齢児交流等事業 | 育児講座・育児と仕事両立支援事業 | 小学校低学年児童の受入 | | |
| 保育所 | 23 | 2 | 4 | 9 | 5 | 2 | - | 19 | 7 |
| 認定こども園 | 27 | 0 | 8 | 9 | 8 | 6 | 2 | 23 | 1 |
| その他 | 2 | - | 5 | - | - | - | - | - | - |

⑧ 病児・病後児保育事業

保護者が仕事の都合などで、「病中」・「病気回復期」にある子どもを自宅で世話することが難しい場合に、小児科医院に併設した保育室で一時的に子どもを預かる制度であり、市内2か所の小児科医に委託して実施している。また、令和2年度から小城市病児保育室「ひつじさんの部屋」も利用可能。

| | | |
|------|---|--------------|
| 実施施設 | かるがものへや（おおたゆうこ小児科） | 木原二丁目 23-1 |
| | ぞうさん保育室（橋野こどもクリニック） | 高木瀬東四丁目 14-3 |
| 対象者 | 佐賀市・多久市・神崎市・吉野ヶ里町に居住する生後2か月から小学3年生までの児童 | |
| 利用日時 | 月曜日～金曜日 | 8時00分～18時00分 |
| | 土曜日 | 8時00分～13時00分 |
| 利用料金 | 1日 | 1,500円＋診察料 |
| | 半日（5時間以内） | 750円＋診察料 |

⑨ 本庄こども園預かり保育事業〔公立〕

市立本庄こども園において、在園児を対象に、幼稚園での教育時間後から18時まで預かり保育を実施する（夏休みなど長期休業日を含む）。

⑩ 私立幼稚園預かり保育機能強化事業〔私立〕

私立幼稚園において、保育を必要とする児童を対象に、幼稚園での教育時間前後、土曜日及び長期休暇中の預かり保育を実施する幼稚園に対してその保育にかかる人件費及びその他の経費を実績に応じ補助している。

⑪ 子育て支援短期利用事業

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病等の社会的な理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設または乳児院において原則連続7日間以内（月7日以内）で児童を養育する。

| | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 利用期間 | 原則 連続して7日以内（月7日以内） | |
| 実施施設 | 児童養護施設 | 聖華園、佐賀清光園 |
| | ファミリーホーム | かみぞのホーム |
| | 乳児院 | みどり園 |
| 令和5年度 利用実績 | 人数 | 357人 |
| | 延べ日数 | 874日 |

・夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由で緊急一時的に平日の夜間または休日に養育することが困難となった場合に児童養護施設または乳児院において児童を養育する。

| | | |
|----------------------|--|-----------|
| 利 用 期 間 | 週 3 日以内、月 14 日以内（利用開始から 3 か月以内の利用を限度とする） | |
| 実 施 施 設 | 児 童 養 護 施 設 | 聖華園、佐賀清光園 |
| | フ ァ ミ リ ー ホ ー ム | かみぞのホーム |
| | 乳 児 院 | みどり園 |
| 令 和 5 年 度 利 用 実 績 | 人 数 | 0 人 |
| | 延 べ 日 数 | 0 日 |

⑫ 私立保育園等整備助成事業

入所児童の安全を確保するとともに、入所定員の増員等により待機児童を減少させることを目的として、私立保育園等が保育園舎の整備を行う場合に、その施設整備にかかる経費に対して助成を行う。

⑬ 保育所地域活動事業〔公立・私立〕

核家族化の進行等で、地域や異なる世代との関わりが少なくなっている保育所（園）の園児が、地域の人たちとのふれあいや交流を通して情操教育を行い、育児講座などにより地域に開かれた保育所（園）を目指す取り組みを支援する。

⑭ 認可外保育施設保育従事者健康対策事業

佐賀県認証保育施設基準に適合する認可外保育施設が実施する保育従事者の健康診断及び調理・調乳職員に月 1 回実施する検便に要する経費に対し、1 人あたり 6,400 円を上限として補助する。

⑮ 認可外保育施設児童健康・安全対策事業

佐賀県認証保育施設基準に適合する認可外保育施設が行う児童の健康診断及び歯科検診に要する経費に対して、児童 1 人あたり 3,000 円、児童の傷害保険加入費を児童 1 人あたり 4,000 円、安全対策の施設整備に対して 1 施設あたり 100,000 円を限度に補助する。

⑯ 認可外保育施設特別支援保育事業

障がい児を受け入れる施設へ補助を行い、施設の経費負担軽減や保育の質の向上を図り、認可保育所・幼稚園・認可外保育施設の種類の区別なく、障がいのある児童が適切な保育を受けるための公平な支援を行う。

⑰ 認可外保育施設運営支援事業

認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

⑱ 放課後児童クラブ運営事業

児童福祉法の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいないことが常態である小学生の児童を対象に、児童クラブ指導員を配置して、放課後の適切な遊び場と生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。

(4月1日現在)

| 児童クラブ名 | 令和6年度 | 児童クラブ名 | 令和6年度 |
|--------|-------|---------|--------|
| | 児童数 | | 児童数 |
| 勸興 | 57人 | 春日 | 111人 |
| 循誘 | 69人 | 川上 | 95人 |
| 日新 | 106人 | 松梅 | 17人 |
| 赤松 | 168人 | 春日北 | 117人 |
| 神野 | 148人 | 富士 | 31人 |
| 西与賀 | 83人 | 北山 | 16人 |
| 嘉瀬 | 45人 | 三瀬 | 9人 |
| 巨勢 | 89人 | 中川副 | 21人 |
| 兵庫 | 210人 | 大詫間 | 10人 |
| 高木瀬 | 160人 | 南川副 | 55人 |
| 北川副 | 142人 | 西川副 | 48人 |
| 本庄 | 116人 | 東与賀 | 86人 |
| 鍋島 | 163人 | 久保田 | 64人 |
| 金立 | 68人 | 愛の泉 | 22人 |
| 久保泉 | 46人 | そらまめ | 16人 |
| 蓮池 | 25人 | アップル | 27人 |
| 新栄 | 98人 | 附属 | 77人 |
| 若楠 | 75人 | 嘉瀬こどもの森 | 20人 |
| 開成 | 100人 | さんこう | 31人 |
| 諸富北 | 72人 | | |
| 諸富南 | 79人 | 合計 | 2,992人 |

⑱ 保育士就職支援金給付事業

保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として新規に就職する際の準備費用の一部として就職支援金を給付することにより、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所に就職するインセンティブを高め、保育人材不足の解消を図る。

(2) 子育て家庭の負担軽減

① 教育・保育施設の保育料軽減

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児までの全ての児童と保育の必要性がある住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの児童の保育料を無償化している。

0～2歳児までの児童（住民税非課税世帯を除く。）について、保育施設等に2人以上の児童が入所している場合、2人目の保育料を半額、3人目以降を無料とする軽減措置をとっている。なお、年収約360万円未満世帯の場合は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、2人目半額、3人目以降を無料としている。

また、年収約360万円未満のひとり親世帯や障害者同居世帯については、1人目は9,000円、2人目以降は無料とする軽減措置を実施している。

② 助産施設収容措置事業

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができないと認めるとき、その妊産婦に対し助産施設において助産を行う。「独立行政法人国立病院機構 佐賀病院」「地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館」に助産の実施を委託しており、対象世帯は、生活保護世帯、非課税世帯のうち生活保護基準以下の世帯である。

| | |
|-------------|-----|
| 令和 5 年度措置人数 | 2 人 |
|-------------|-----|

③ ひとり親家庭支援事業

母子・父子自立支援員 2 名を配置し、ひとり親家庭の父母及び児童等の自立と生活安定のための相談を電話、窓口、メールで受けている。また、ひとり親の就労促進のために教育訓練に対する給付金や就業に役立つ高等技能の習得のため、6 か月以上養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、訓練促進給付金を所得に応じて支給する。

令和元年度に令和 2 年度から令和 6 年度まで 5 カ年の「第三次ひとり親家庭等総合支援計画」を策定し、ひとり親家庭の生活の安定とそこに育つ児童の健全育成を目指し、関係機関や庁内の関係部署が緊密な連携を図り、支援施策を総合的かつ効果的に推進している。

| 事業 | 内 容 | | |
|-------------------------|--|--------|---------|
| 相談の充実 | ひとり親家庭が抱えている生計、家事・育児・就労・住居等の生活上の悩み事の相談相手になり、問題解決のための支援を行う。 | | |
| | 令和 5 年度実績 | 相談延べ件数 | 2,977 件 |
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付 (県の制度) | 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉を増進するため、各種資金貸付を行っている。 ○貸し付けを受けられる方（所得制限等あり） ・母子家庭の母または父子家庭の父：20 歳未満の児童を養育している者 | | |
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付 (県の制度) | ・寡婦：かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある者 ・40 歳以上の母子及び寡婦福祉法における配偶者のない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く。） | | |
| 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 | 市が指定した教育訓練給付講座を受講及び修了した母子家庭の母等に対して、対象講座受講料の 6 割相当額を支給する。 (上限 20 万円、1 万 2 千円を超えない場合は支給を行わない。) | | |
| | 令和 5 年度実績 | 給付件数 | 0 件 |
| | | 給付金額 | 0 円 |
| 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 | 母子家庭の母等が、就職に有利な資格取得を目指し 6 か月以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、毎月定額の訓練促進給付金を支給する。また、卒業後に修了支援給付金を支給する。 | | |

| | | | |
|--------------------------|---------|---|-------------|
| | 令和5年度実績 | 給付件数 | 34件 |
| | | 給付金額 | 28,499,500円 |
| ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 令和5年度実績 | 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は20歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験を目指す場合に、対象講座の受講費用の負担軽減を図るため、対象講座受講開始時と修了時、試験合格時に給付金を支給する。 | |
| | | 給付件数 | 0件 |
| | | 給付金額 | 0円 |
| | | | |

④ 女性保護相談事業

平成21年度から婦人相談員（令和5年度から「女性相談支援員」に名称変更）2名を家庭児童相談室に配置して、生活や環境上、保護を必要とする女子の発見に努め、窓口、電話、メールなどでの相談に応じ指導や助言を行う。相談内容は離婚、借金、生活困窮、DV相談等多岐にわたる。

また、県の女性相談支援センター、アバンセ、消費生活センター、弁護士等との連携を図り、相談者の問題解決を図るとともに、必要に応じて同行による支援等を実施している。

| | |
|-----------|----------------------|
| 令和5年度相談件数 | 2,142件（うちDV相談件数756件） |
|-----------|----------------------|

⑤ 母子生活支援施設措置事業

母子生活支援施設への措置は、「配偶者のない女子」または「これに準ずる事情にある女子」及び「その者の監護すべき児童」を入所保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的として実施している。

| | | |
|-----------|------|----------------------|
| 令和5年度措置状況 | 世帯数 | 5世帯（市内施設3世帯、市外施設2世帯） |
| | 世帯員数 | 12人（市内施設8人、市外施設4人） |

※ 令和6年3月31日時点の状況。

(3) 子育てのための環境の整備・情報発信

① エスプラッツ子育て支援センター「ゆめ・ぼけっと」

ゆめ・ぼけっとは、週に6日ひろばを開設し、子育て中の親子に対して交流の場を提供し、子育てに不安や悩みを持つ人の相談対応や子育て情報の発信等を行っている。

また、リフレッシュを目的とした一時的な託児事業や、プレママ&パパサロン等の主催事業及び公民館等で行われている子育てサロンやサークルへの支援を実施している。サロンやサークルの支援では、子育てに関する情報の提供や育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、子育ての悩みや不安の解消につなげている。

| | |
|------|--------------------------|
| 名称 | エスプラッツ子育て支援センター「ゆめ・ぼけっと」 |
| 住所 | 佐賀市白山二丁目7番1号（エスプラッツ2階） |
| 利用日時 | 月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 |
| 休館日 | 毎週日曜日、国民の祝日（土曜日を除く）、年末年始 |
| オープン | 平成19年4月20日 |
| 面積 | 709.3㎡ |

| | |
|---------------|---------|
| 令和5年度 来館者数 | 22,709人 |
|---------------|---------|

② 子育てサポートセンター「ふるはあと」

アドバイザーが子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育ての手伝いをしたい人（サポート会員）の組み合わせを行い、保育所（園）・幼稚園等への送迎や保護者帰宅までの預かり、産褥期の母体回復期の家事支援など、市民相互の援助活動を行う有償の子育てボランティア制度である。

| | | サポートママ | | ファミリーサポート | |
|---------|----------------|--|-------|--|---------|
| 制度の概要 | 利用対象 | 佐賀市在住で、身内から身の回りのお世話が受けられない妊産婦 | | 佐賀市在住または勤務で、身内から援助を受けられない人 | |
| | 利用期間 | 出産後8週間以内または切迫流・早産等で医師の指示により安静が必要な期間（実情に応じて、延長可能） | | 子どもの年齢が0歳から小学校6年生まで | |
| | 援助内容 | 家事支援（食事の支度、洗濯、掃除、買い物等）、上の子の遊び相手や送迎、沐浴介助など | | 保育園等の開始前または終了後の預かり、保育園等への送迎、保護者が病気や用事時の預かりなど | |
| | 利用申込 | 出産予定日の2か月前まで（申込期限が過ぎた人でも応相談） | | 支援希望日の1か月前まで（申込期限が過ぎた人でも応相談） | |
| | 支援場所 | 依頼者宅など | | 支援者宅、依頼者宅など | |
| 利用料金 | 月～金 7時～19時 | 700円（400円） | | 600円（400円） | |
| | 上記以外の早朝、夜間、土日祝 | 800円（400円） | | 700円（400円） | |
| | 病気回復期児保育 | — | | 700円（400円） | |
| 令和5年度実績 | 会員数 （3月末時点） | 依頼会員 | 13人 | 依頼会員 | 578人 |
| | | 提供会員 | 129人 | 提供会員 | 142人 |
| | | | | 両方会員 | 4人 |
| | 利用状況 | 利用世帯数 | 24世帯 | 利用件数 | 1,422件 |
| | | 利用件数 | 87件 | 利用時間 | 2,157時間 |
| | | 利用時間 | 184時間 | | |

※ 上記料金の（ ）内は市民税非課税世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）、生活保護受給世帯等が対象の利用促進事業対象者の金額

③ 子育て支援センター事業 [公立]

本庄こども園では、週に5日ひろばを開設し、家庭で保育されている未就園児及び保護者を対象とした交流の場の提供や、子育てに不安や悩みを持つ人の相談対応、子育て情報の発信等を行っている。また、就学や特別支援等の専門家による個別相談や、乳幼児健康相談の出張サロンを実施している。サロンやサークルの支援では、子育てに関する情報の提供や育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、子育ての悩みや不安の解消につなげている。

④ 子育て支援センター事業 [私立]

家庭で保育されている就学前児童及び保護者を対象として、交流の場の提供や子育てサロンの実施、地域で活動している子育てサークルの支援、育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、家庭の育児力の強化を図っている。

(4) 要保護児童対策の充実

① 家庭児童相談室運営事業

家庭相談員等が家庭における児童の養育、その他児童の問題について相談に応じ、指導や助言を行い、必要な場合には家庭訪問等を実施する。

また、必要に応じて関係機関（児童相談所、警察等）との連携、調整を行う。

| | |
|-------------|---------|
| 令和5年度相談対応件数 | 18,830件 |
|-------------|---------|

② 児童虐待防止ネットワーク推進事業

「佐賀市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を設置し、佐賀市全体の関係機関のネットワークを強化するとともに、子どもの権利擁護及び児童虐待防止に向けた効果的な事業を実施する。

| 具体的事業名 | 事業概要 |
|------------------|--|
| 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童対策のために必要な情報交換や援助方針、役割分担に関する協議を行う。 |
| 養育支援訪問事業 | 家庭養育上困難を抱える家庭に対し、こども家庭支援員等を派遣し、必要な援助等を実施する。 |
| 子どもへの暴力防止ワークショップ | 子どもや教職員、地域の大人を対象に、ワークショップを開催し、地域ぐるみで子どもへの暴力防止を図る。 |
| 児童虐待防止専門化講座 | 要保護児童対策地域協議会の構成機関の連携強化と対応力の向上・定着を図るための講座や、児童虐待防止に関する正しい知識を深めてもらうために市民対象の講座を実施する。 |

| | |
|-------------|--|
| 子育て世帯訪問支援事業 | 不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員を派遣し、家事・育児等の支援を実施する。 |
|-------------|--|

(5) 障がいのある子どもと家庭への支援

① 障がい児保育事業 [公立・私立]

子育てと就労の両立支援の一環として、集団保育が可能で日々通園できるが、特別な支援を要する児童の受入れに対応するため、公立・私立の保育施設の体制強化を図っている。

② 障がい児学童保育事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない金立特別支援学校、大和特別支援学校の児童のうち事前登録をして利用予約をした児童に対し、放課後に児童クラブで遊びを通した生活指導を行うことにより児童の健全育成を図っている。

金立特別支援学校では平成13年度から、大和特別支援学校では平成16年度から事業を開始し、事業運営は、実施当初から当事業を利用する保護者で組織する運営協議会に委託し実施している。

| | 佐賀県立金立特別支援学校 | 佐賀県立大和特別支援学校 |
|-------|---|-----------------|
| 実施主体 | 佐賀市 | |
| 運営主体 | チャレンジドクラブ運営協議会 | かがやきクラブ運営協議会 |
| 登録児童数 | 8人（令和6年5月1日現在） | 58人（令和6年5月1日現在） |
| 入所定員数 | 9人／1日 | 18人／1日 |
| 指導員 | 入所児童3人に対し指導員を1人配置 指導員2人に対し介助補助員を1人配置 | |

③ 児童発達支援事業

児童福祉法に基づき、自閉症スペクトラム等の発達障がいと診断された未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作、集団生活への適応を目的とした発達支援を行う。

| | |
|------|---|
| 実施施設 | クラスルームという 兵庫北三丁目8番36号（ほほえみ館内） |
| 対象者 | 佐賀市にお住まいで、発達障がい（自閉症スペクトラム等）と診断された就学前の児童とその保護者 |
| 利用日時 | 月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝日、年末年始は休み） 午前：9時～12時 午後：13時～16時 |
| 利用定員 | 10人／日 （内訳）午前：5人 午後：5人 ※原則、週1回の保護者同伴による通所 |

| | |
|------|---|
| 利用者数 | 1,777人（令和5年度実績） ※クラスルームというは、平成29年10月から開所 |
|------|---|

【資料】児童館の運営について

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

○ 利用者

- ・ 市内に居住する児童（乳幼児については、保護者同伴の者に限る）
- ・ 児童によって組織された団体
- ・ 児童の健全育成を目的として組織された団体
- ・ その他、市長が適当と認める者

○ 施設の概要

| 施設名 | 所在地 | 開館時間 | 休館日 | 利用者数 (R5年度) |
|-----------|---------------------|---|--|----------------|
| 中央児童センター | 兵庫北三丁目 7番7号 | 9:00～18:00 | 月曜 (祝日を除く) 祝日の翌日 (土・日を除く) 年末年始 | 44,250人 |
| 北部児童センター | 大和町大字尼寺 1488番地2 | 9:00～17:00 | 日曜 年末年始 | 5,784人 |
| 久保田児童センター | 久保田町大字 徳万2514番地1 | 9:00～17:00 | 日曜 祝日 年末年始 | 3,288人 |
| 川副児童館 | 川副町大字鹿江 442番地 | 9:00～17:30 (10/1～3/31 9:00～17:00) | 月曜 祝日の翌日 年末年始 | 5,973人 |
| 東与賀児童館 | 東与賀町大字 田中435番地1 | 9:00～17:00 | 日曜 祝日 年末年始 | 3,380人 |

④ 私立幼稚園・認定こども園特別支援教育奨励費補助事業

障がい児の幼稚園就園の機会を拡充することによって、障がい児の健全な発達及びその家族を支援する。障がい児と健常児との統合保育を行うことは大切なことであり、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を補助対象とし、障がい児数及び在籍月数に応じて私立幼稚園・認定こども園に補助する。

| | 対象園児数 | 対象園児受入園数 | 事業費 |
|---------|-------|----------|----------|
| 令和5年度実績 | 144人 | 39園 | 48,101千円 |

【資料】保育施設の運営について

① 保育施設の性格

保育所は、児童福祉法（第 24 条）の規定により児童（就学前）の保護者が勤務・疾病・障がいなどの理由で、家庭において児童を保育することができない場合に、保護者に代わって、その児童を保育することを目的に設置された児童福祉施設である。

また、平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、保育所に加えて、認定こども園や地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が公的な保育の場として位置付けられ、保育所同様の役割を担っている。

② 保育施設の現状・課題

数多くある社会福祉施設の中でも最も身近な施設である保育所は、核家族化や女性の社会進出を背景に、今日まで整備や充実が図られてきた。特に近年では、共働き世帯の一層の増加や就労形態の多様化、さらにひとり親世帯の増加などの要因から、保育に対する市民のニーズは、これまで以上に高まっている。

これらの課題に取り組み、安心して子育てできる環境を整備するため、「子ども・子育て支援法」が平成 24 年 8 月に成立し、幼児期における学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を充実させる「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行された。

このことにより、市民のニーズを反映した「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。計画では、教育・保育の量の見込みをもとに、需給バランスを考慮した「提供体制の確保」、延長保育や、一時預かり保育などの「保育サービスの充実」、家庭における子育て等の知識と教育力を向上させるための「子育てサークルや子育てサロンの充実」に取り組んでいくことを定めている。

今後は、人間形成の基礎を培う重要な時期に一人一人の子どもがすこやかにたくましく成長するよう考慮し、親への教育を並行させながら、事業を進めていくことが重要なこととなっている。

③ 入所できる基準

児童と同居している父母等が、次のいずれかの事情により、その児童が保育を必要とすると認められる場合に入所できる。

| 保育を必要とする理由 | 入所が可能な期間 | 保育の必要量 |
|------------------------------------|------------------------------|---|
| (ア) 就労を常態としている (自営業、内職、農林漁業も含む) | 就労している期間 | 月 64 時間～月 120 時間 未満で保育が必要 → 短時間 |
| (イ) 同居親族等の介護をしている | 介護が必要でなくなるまで | 月 120 時間以上 保育が必要 → 選択可能 標準時間/短時間 |
| (ウ) 大学・専門学校・職業訓練校等に通学している | 最終通学日の月末まで | |
| (エ) 出産をする | 母子健康手帳発行後から出産予定日以後 8 週を含む月の間 | 選択可能 標準時間/短時間 |

| | | |
|---|---|------------------|
| (オ) 療養が必要な病気を患っている若しくは心身に障がいがある | 療養が必要でなくなるまで | 選択可能 標準時間/短時間 |
| (カ) これから仕事をみつける ※起業準備も含む | 入所した日から3ヶ月 | 短時間 |
| (キ) 出生児童の育児休業取得時に既に保育を利用している ※他子の育児休業取得中に、当該児童を出産するために保育を利用した場合を除く | 最長、出生児童の年齢が1歳になる年の年度末まで ※ただし、1歳になる年の年度末を越えて育児休業を取得する場合は、この限りではない | |
| (ク) その他、保育が必要であると判断できるもの ※災害復旧に従事している、虐待やDVの疑いがある等 | 保育を必要とする状態がなくなるまで | 必要に応じて判断する |

④ 保育料について

保育料は、児童を養育している保護者（父母等）の市民税所得割額・入所児童の支給認定及び年齢により算定している。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児の全ての子どもと保育施設を利用する住民税非課税世帯の0歳から2歳児の保育料は無償となる。

○ 佐賀市の教育・保育施設等

| | H29 | H30 | H31/R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|
| 保育園（公立） | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| 保育園（私立） | 32 | 32 | 30 | 30 | 30 | 26 | 23 | 14 |
| 認定こども園（幼保連携型） | 16 | 16 | 19 | 19 | 20 | 21 | 22 | 26 |
| 認定こども園（幼稚園型） | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 12 |
| 認定こども園（保育所型） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 7 | 16 |
| 認定こども園（地方裁量型） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 幼稚園（公立 私学助成） | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 幼稚園（公立 施設型給付） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 幼稚園（私立 私学助成） | 11 | 9 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| 幼稚園（私立 施設型給付） | 4 | 5 | 10 | 12 | 11 | 11 | 10 | 9 |
| 幼稚園（国立大学附属） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 小規模保育A | 13 | 16 | 20 | 21 | 21 | 22 | 22 | 22 |
| 小規模保育B | 5 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| 小規模保育C | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 家庭的保育事業 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 居宅訪問型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業所内保育（小規模A型） | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 事業所内保育（小規模B型） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 事業所内保育（保育所型） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 合計 | 102 | 105 | 109 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 |

※分園はカウントせず、本園のみカウントしている。

※R6 は令和 6 年 4 月現在の数で、それ以外は年度末の数。

認可保育所 19 施設（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（公立：3 施設、私立：16 施設）

| 公私立 | 施設名 | 所在地 |
|-----|----------------------|----------------------|
| 公立 | 川原保育所 | 佐賀市川原町 4 番 44 号 |
| | 若葉保育所 | 佐賀市日の出一丁目 21 番 71 号 |
| | 城東保育所 | 佐賀市東佐賀町 4 番 20 号 |
| 私立 | 堀江保育園 | 佐賀市神野西二丁目 2 番 10 号 |
| | 佐賀保育園 | 佐賀市多布施二丁目 2 番 30 号 |
| | 光明保育園 | 佐賀市蓮池町大字蓮池 282 番地 |
| | 巨勢保育園 | 佐賀市巨勢町大字牛島 425 番地 12 |
| | ちえんかん保育園 | 佐賀市兵庫北四丁目 15 番 37 号 |
| | なかよし保育園 | 佐賀市諸富町大字諸富津 109 番地 |
| | 春日保育園 | 佐賀市大和町大字尼寺 1301 番地 |
| | 川上保育園 | 佐賀市大和町大字川上 5470 番地 1 |
| | 保育園ひなた村自然塾 | 佐賀市大和町大字久池井 1368 番地 |
| | 南部保育園 | 佐賀市富士町大字内野 229 番地 2 |
| | 北部保育園 | 佐賀市富士町大字大串 1045 番地 1 |
| | みなみ保育園 | 佐賀市川副町大字鹿江 1513 番地 1 |
| | 東与賀保育園チャイルドハウス | 佐賀市東与賀町大字飯盛 503 番地 2 |
| | 林檎の木保育園 | 佐賀市鍋島町大字蛸久 2381 番地 2 |
| | 保育園ひなた村自然塾分園こどもの杜保育園 | 佐賀市鍋島六丁目 12 番 19 号 |
| | 保育園ひなた村自然塾分園風の音保育園 | 佐賀市大和町久池井 1374 番地 1 |

認定こども園 54 施設（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（幼保連携型：26 施設、幼稚園型：12 施設、保育所型：16 施設）

| 種類 | 施設名 | 所在地 |
|-------|------------|-----------------------|
| 幼保連携型 | 本庄こども園（公立） | 佐賀市本庄町大字本庄 68 番地 1 |
| | 愛の泉こどもの園 | 佐賀市水ヶ江六丁目 12 番 1 号 |
| | にじのはねこども園 | 佐賀市鍋島町大字蛸久 646 番地 3 |
| | 嘉瀬こどもの森 | 佐賀市嘉瀬町大字十五 57 番地 1 |
| | 川上こども園 | 佐賀市大和町大字東山田 1857 番地 1 |
| | どんぐりこども園 | 佐賀市北川副町大字江上 104 番地 3 |
| | 認定こども園くぼた | 佐賀市久保田町大字徳万 2197 番地 |

| | | |
|---------------------|-------------------|-----------------------|
| | 神野こども園 | 佐賀市駅前中央三丁目 9 番 12 号 |
| | 認定こども園さくら | 佐賀市川副町大字西古賀 320 番地 1 |
| | 鍋島幼稚園おひさまハウス | 佐賀市鍋島町大字森田 618 番地 1 |
| | 博愛の里こども園 | 佐賀市川副町大字早津江 560 番地 1 |
| | 佐賀女子短期大学付属ふたばこども園 | 佐賀市本庄町大字本庄 1253 番地 1 |
| | 九州龍谷短期大学付属龍谷こども園 | 佐賀市水ヶ江三丁目 5 番 20 号 |
| | 鳳鳴乃里幼稚舎 | 佐賀市川副町大字西古賀 897 番地 5 |
| | おへそこども園 | 佐賀市水ヶ江一丁目 6 番 32 号 |
| | エミールこども園 | 佐賀市兵庫町大字淵 892 番地 |
| | 日新こども園 | 佐賀市長瀬町 2 番 18 号 |
| | 城西こども園 | 佐賀市西与賀町大字厘外 1421 番地 3 |
| | たかぎこども園 | 佐賀市若宮三丁目 125 番 2 号 |
| | そらいろこども園 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2490 番地 1 |
| | 日新こども園好生館分園きらら | 佐賀市嘉瀬町大字中原 60 番地 1 |
| | 幼保連携型認定こども園光生幼稚園 | 佐賀市兵庫町大字瓦町 383 番地 |
| | ふくろうの森こども園 | 佐賀市与賀町 30 番地 1 |
| | ふじかげこども園 | 佐賀市高木町 11 番 12 号 |
| | 鍋島保育園 | 佐賀市開成一丁目 3 番 1 号 |
| | 信光幼稚園 | 佐賀市西与賀町大字高太郎 125 番地 6 |
| 幼稚園型 | 金立幼稚園・保育園 | 佐賀市金立町大字金立 2467 番地 |
| | 小鹿幼稚園・むつみの園保育所 | 佐賀市川副町大字鹿江 668 番地 1 |
| | 佐賀西部幼稚園・保育園 | 佐賀市嘉瀬町大字荻野 3076 番地 3 |
| | 西九州大学附属三光幼稚園 | 佐賀市若宮一丁目 13 番 3 号 |
| | 新栄幼稚園・栄保育園 | 佐賀市八戸溝二丁目 9 番 4 号 |
| | 千布幼稚園千布こども園 | 佐賀市金立町大字千布 2142 番地 1 |
| | 中折幼稚園・和保育園 | 佐賀市天祐一丁目 15 番 6 号 |
| | 諸富北幼稚園 | 佐賀市諸富町大字徳富 1646 番地 |
| | 諸富南幼稚園 | 佐賀市諸富町大字為重 652 番地 1 |
| | 白鳩幼稚園・白鳩保育園 | 佐賀市長瀬町 10 番 13 号 |
| | 認定こども園しらげこども園 | 佐賀市与賀町 64 番地 |
| | 宝正こども園 | 佐賀市兵庫町大字若宮 2430 番地 |
| | 保育所型 | 西九州大学附属三光保育園 |
| 西九州大学附属三光保育園分園 PINO | | 佐賀市多布施二丁目 195 番地 1 |
| 開成保育園 | | 佐賀市鍋島町大字八戸溝 1578 番地 1 |
| 小部保育園 | | 佐賀市朝日町 7 番 20 号 |
| 保育所型認定こども園久保田保育園 | | 佐賀市久保田町大字新田 3320 番地 1 |
| あかつき保育園 | | 佐賀市諸富町大字為重 457 番地 |
| 三瀬保育園 | | 佐賀市三瀬村三瀬 2769 番地 |
| 新栄保育園 | | 佐賀市鍋島町大字八戸 1064 番地 |

| | |
|-----------------|------------------------|
| 尚賢保育園 | 佐賀市鍋島町大字蛸久 312 番地 3 |
| 城北保育園 | 佐賀市高木瀬東六丁目 10 番 32 号 |
| 嘉瀬保育園 | 佐賀市嘉瀬町大字荻野 65 番地 |
| 城南保育園 | 佐賀市本庄町大字袋 126 番地 1 |
| 兵庫保育園 | 佐賀市兵庫町大字瓦町 1096 番地 1 |
| 和泉ふたば保育園・和泉こども園 | 佐賀市久保泉町大字上和泉 1252 番地 2 |
| あおぞら保育園 | 佐賀市兵庫町大字藤木 1465 番地 2 |
| 諸富保育園 | 佐賀市諸富町大字山領 465 番地 1 |

幼稚園 10 施設（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（施設型給付（私立）：9 施設、国立大学附属：1 施設）

| 種類 | 施設名 | 住所 |
|--------|---------------|-----------------------|
| 施設型給付 | 高岸幼稚園 | 佐賀市多布施三丁目 14 番 19 号 |
| | 翠幼稚園 | 佐賀市蓮池町大字小松 467 番地 |
| | 佐賀カトリック幼稚園 | 佐賀市中央本町 1 番 17 号 |
| | 錦華幼稚園 | 佐賀市巨勢町大字牛島 97 番地 2 |
| | 高木瀬幼稚園 | 佐賀市高木瀬東三丁目 19 番 9 号 |
| | 若楠幼稚園 | 佐賀市城内一丁目 2 番 2 号 |
| | 東与賀幼稚園 | 佐賀市東与賀町大字飯盛 503 番地 |
| | 真生幼稚園 | 佐賀市神園二丁目 5 番 10 号 |
| | ロザリオ幼稚園 | 佐賀市大和町大字久池井 1520 番地 2 |
| 国立大学附属 | 佐賀大学教育学部附属幼稚園 | 佐賀市水ヶ江一丁目 4 番 45 号 |

地域型保育事業 28 施設（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（家庭的保育：1 施設、小規模保育 A：22 施設、小規模保育 B：1 施設、事業所内保育：4 施設）

| 種類 | 施設名 | 住所 |
|---------|-------------|---------------------------------|
| 家庭的保育 | ひよっこルーム | 佐賀市大和町大字久池井 872 番地 3 |
| 小規模保育 A | はとぼっぼう | 佐賀市高木瀬西五丁目 10 番 27 号 |
| | ふじ保育園 | 佐賀市新中町 11 番 39 号 |
| | そらいろ保育園 | 佐賀市駅前中央二丁目 5 番 10 号 |
| | しらゆき保育園 | 佐賀市兵庫南二丁目 5 番 5 号 |
| | さかのゆめ保育園 | 佐賀市兵庫北四丁目 4 番 27 号 |
| | ニチイキッズ夢咲保育園 | 佐賀市兵庫北二丁目 15 番 26 号 |
| | 佐賀駅南小規模保育園 | 佐賀市駅前中央一丁目 1 番 18 号 アクロス 103 |

| | | |
|------------------|-----------------|---------------------------------------|
| | さかのゆめ第2保育園 | 佐賀市兵庫南二丁目15番32号 |
| | すまいい保育園 | 佐賀市開成四丁目5番3号 |
| | ニチイキッズ御本町保育園 | 佐賀市御本町5番28号 |
| | 七賢人の里おへそ保育園 | 佐賀市白山二丁目7番1号 エスプレッツ 2F |
| | きらめき保育園 | 佐賀市兵庫南二丁目1番23号 |
| | 小規模保育園なないろ | 佐賀市多布施一丁目3番20号 |
| | さかのゆめ八幡保育園 | 佐賀市八幡小路3番13号 |
| | 小規模保育園みんなの和 | 佐賀市大和町大字川上169番地1 |
| | 小規模保育園そらいろのたね | 佐賀市駅前中央二丁目2番1号 |
| | まなみ保育園 | 佐賀市駅前中央三丁目8番16号 |
| | めでる保育園 | 佐賀市高木瀬西二丁目5番25号 |
| | 若竹保育園 | 佐賀市鍋島二丁目4番17号 |
| | こころね保育園 | 佐賀市本庄町大字本庄261番地 |
| | あやとり保育園 | 佐賀市鍋島五丁目4番12号 |
| | キッズルームえんじえるず | 佐賀市大和町大字尼寺3239番地1 |
| 小規模保育B | まちの子ども保育園 | 佐賀市大財六丁目4番66号 |
| 事業所内保育 (保育所) | ゆめっこ保育園 | 佐賀市北川副町大字新郷647番地1 |
| 事業所内保育 (小規模A) | イオンゆめみらい保育園佐賀大和 | 佐賀市大和町大字尼寺3535番地 イオンモール佐賀大和内 |
| | ヤクルト保育園ミルミルテラス | 佐賀市大和町大字尼寺2867番地2 |
| | 佐賀中部病院内保育園サンキッズ | 佐賀県佐賀市兵庫南三丁目8番1号 佐賀中部病院附属介護老人保健施設内 |

○ 教育・保育施設等の入所児童数

(令和5年度末現在)

| | | 令和5年度 | | | | |
|-----|----|-------------|----------|------------|------|-----------|
| | | 定員 A | 児童数 B | 入所率 B/A | 待機児童 | 園指定 待機 |
| 3号 | 0歳 | 778人 | 747人 | 96.02% | 0人 | 251人 |
| | 1歳 | 1,128人 | 1,177人 | 104.34% | 0人 | 36人 |
| | 2歳 | 1,268人 | 1,118人 | 88.17% | 0人 | 11人 |
| 2号 | 3歳 | 1,160人 | 1,207人 | 104.05% | 0人 | 1人 |
| | 4歳 | 1,184人 | 1,273人 | 107.52% | 0人 | 3人 |
| | 5歳 | 1,200人 | 1,253人 | 104.42% | 0人 | 1人 |
| 計 | | 6,718人 | 6,775人 | 100.85% | 0人 | 303人 |
| 1号等 | 0歳 | 制度上、利用できません | | | | |
| | 1歳 | 制度上、利用できません | | | | |
| | 2歳 | 149人 | 287人 | 192.62% | - | - |
| | 3歳 | 994人 | 530人 | 53.32% | - | - |
| | 4歳 | 1,035人 | 529人 | 51.11% | - | - |
| | 5歳 | 1,042人 | 606人 | 58.16% | - | - |
| 計 | | 3,220人 | 1,952人 | 60.62% | - | - |
| 合計 | 0歳 | 778人 | 747人 | 96.02% | 0人 | 251人 |
| | 1歳 | 1,128人 | 1,177人 | 104.34% | 0人 | 36人 |
| | 2歳 | 1,417人 | 1,405人 | 99.15% | 0人 | 11人 |
| | 3歳 | 2,154人 | 1,737人 | 80.64% | 0人 | 1人 |
| | 4歳 | 2,219人 | 1,802人 | 81.2% | 0人 | 3人 |
| | 5歳 | 2,242人 | 1,859人 | 82.92% | 0人 | 1人 |
| 計 | | 9,938人 | 8,727人 | 87.81% | 0人 | 303人 |

※1号等の児童数の一部（私学助成の幼稚園の児童数）は、5月1日時点の数値です。

※本来、定員については、2、3号は「0歳」・「1歳・2歳」・「3歳～5歳」の区分で、1号等は「2歳（満3歳）3～5歳」の区分で設定するものですが、上表においては学年単位で設定しています。

3 就学前教育の充実 5-2

(1) 幼児教育の充実

① 幼保小の接続期における教育推進

幼児期から小学校までの子どもの「育ちと学び」の連続性を保障し、教育・保育施設から小学校へスムーズな移行が行えるよう、研修会の実施や幼保小連携推進を図り、幼保小接続期プログラム「えがおわくわく」を教育・保育施設、小学校で実践する。

② 私立幼稚園振興事業

子どもが適切な幼児教育を受けられるように、私立幼稚園の円滑な運営、振興を図るため、運営に係る経費の一部を補助する。

③ 私立幼稚園施設型給付事業

私立幼稚園に対し、子ども・子育て支援法に規定する教育を実施した場合において、教育の実施に要する費用を支払う。

④ 施設等利用費

私立幼稚園（私学助成）及び国立大学附属幼稚園の利用者に対し、利用料の無償化を実施する。

⑤ 私立幼稚園特別支援教育奨励費補助事業

障がい児の幼稚園就園の機会を拡充することによって、障がい児の健全な発達及びその家庭を支援する。障がい児と健常児との統合保育を行うことは大切なことであり、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を補助対象とし、障がい児数及び在籍月数に応じて私立幼稚園に補助する。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受入人数 | 106人 | 92人 | 127人 | 159人 | 144人 |
| 受入園 | 31園 | 25園 | 32園 | 37園 | 39園 |
| 実績額 | 29,026千円 | 25,392千円 | 41,360千円 | 50,380千円 | 58,101千円 |

⑥ 幼保の食育指導の充実

管理栄養士を保育幼稚園課に配置し、健康な生活の基本となる「食を営む力」の基礎を培うために、教育・保育施設や園児・保護者への食育指導、栄養・衛生管理・アレルギー等の助言を行う。

(2) 就学前特別支援教育の充実

就学前児童特別支援教育推進事業

特別支援教育相談員を保育幼稚園課に配置し、教育・保育施設を巡回して特別な支援が必要な子どもをもつ保護者、その担当保育士・幼稚園教諭・保育教諭等から、子どもの状況に応じた支援について相談を受け、必要な情報の提供や見取り等を行う。子どもたちが健やかな園生活を送ることができるよう、また、個に応じた適切な小学校就学となるように支援する。

教育・保育施設に対し専門的な見地からの助言等のため、発達支援アドバイザーを配置する。